

はしがき

本研究会はエスニック・マイノリティに関心を持つ若手研究者たちによって、2010年11月に設立された。設立の主旨は以下の通りである。

エスニック・マイノリティ研究会 (Association for Ethnic Minority Studies) 設立主旨

- ネーション、民族、エスニシティなどについての知識を共有しつつ「エスニック・マイノリティ」とは何かを学術的に議論していく場を提供する。
- 先行研究に関する知識を共有するとともに、その議論の有効性や各自の研究に対する示唆について考える。
- 各自の研究や外部の講演者の研究から、他地域の実情を把握し、各自の研究に生かす。

■ ■ ■ 第四期研究会報告 ■ ■ ■

第四期 (2013年8月～2014年7月) には、計8回の研究会 (内訳: 書評会5回、研究報告2回、国際シンポジウム1回) を開催した。

書評会では、エスニシティに関する議論を再考することを目的に、主に、ブルーベイカーの著作『Ethnicity without Groups』を取り上げた。これと同時に、以前から研究会が関心を寄せていたテーマである「記念日」の記憶のされ方の問題についても2回の研究会で扱い、議論を深めた。

また、2014年7月19日には獨協大学国際教養学部との共同主催で国際シンポジウム『姓名とエスニシティー東アジアの中の多様性』を開催し、会員の研究成果の発信にも務めた。

第三十八回研究会

(2013年11月16日、於 獨協大学)

【研究報告】日華断交期における日本華僑の法的地位問題－中華民国外交部の対応を中心として－

[報告者] 鶴園 裕基

(早稲田大学大学院政治経済学術院)

概要

本報告では、1972年に生じた日中国交正常化／日華断交が、日本国内における華僑の法的地位をいかに変容させたかという問題を論じた。同問題を検討するにあたり、日華断交期における中華民国外交部の華僑問題への対応を分析し、以下の点を明らかにした。第一に、日中国交正常化／日華断交は華僑の本国政府が変更されることを意味しており、日本華僑にとっては法的地位の不安定化が懸念された。そのため、多くの日本華僑は断交を見越して、国籍を離脱しようとしていた。第二に、中華民国政府は華僑の統制の必要から国籍離脱を認めていなかったが、田中角栄政権成立以後、日華断交を不可避と見た台北政府は、日本華僑に対する国籍離脱要件の緩和を決定した。第三に、日華断交以後、中華民国駐日公館は大量の国籍離脱申請を処理する一方で、日本政府との実務関係交渉のなかで華僑を実質的に国民として保護し得る地位を獲得しようとしていた。

(鶴園 裕基)

第三十九回研究会

(2014年1月12日、

於 筑波大学東京キャンパス)

【書評】Rogers Brubaker

『Ethnicity without Groups』

序論、第一章、第二章

[担当] 小林 亮介

(日本学術振興会)

遠藤 嘉広

(東京大学大学院総合文化研究科)

書誌情報：

Rogers Brubaker, *Ethnicity without Groups*, Cambridge: Harvard University Press, 2004 (Paperback ed. 2006)

概要

今回の報告では、小林が序論と第一章を、遠藤が第二章を担当した。ブルーベイカーは序論で、既存の構築主義がはらむ問題点を指摘し、本書の目的を、構築主義に対する新たな分析的視覚を提供することだと述べる。第一章では、**group**、**groupism** という概念を検討、批判し、それらにとられることなく民族間対立を理解するための八つの論点を提示する。第二章では、**identity** という概念の多義性を指摘し、それらを複数の別個の概念として理解することにより、「**identity** を越える」ことが必要であると述べる。当日の議論では、実体としての **group** という概念の問題性を踏まえて **group** を設定せずに叙述する際に生じる困難さや、本書の分析枠組みをトランシルヴァニアなどの具体的事例に即して理解していくことの重要性などが指摘された。

(遠藤 嘉広)

第四十回研究会

(2014年1月25日、

於 筑波大学東京キャンパス)

【書評】Rogers Brubaker

『Ethnicity without Groups』

第四章

[担当] 香坂 直樹

(跡見学園女子大学)

概要

第四十回研究会では Rogers Brubaker 著『Ethnicity without Groups』の第四章 **Ethnic and Nationalist Violence** を読み進めた。本章で、ブルーベイカーはエスニシティ・ナショナリズム研究

と政治的暴力の研究という二つのアプローチから「エスニック的・ナショナリスト的な暴力」を扱った数多くの研究を整理している。ブルーベイカーが特に注目するのは、「エスニック」という要素が暴力とどう関係するのかという点を政治的暴力の理論がどのように説明してきたのかという点であり、本書を通じた八つの論点（第一章参照）のうち、**Framing and Coding** の問題を暴力の解釈という面から扱った章だと言える。「エスニック的・ナショナリスト的な暴力」に関する単一の理論構築を進めるのではなく、多様な暴力を「エスニックな暴力」へと一括りにしていくメカニズムこそを分析の俎上に乗せるべきというブルーベイカーの指摘は現在でも意味があると考えられる。

(香坂 直樹)

第四十一回研究会

(2014年2月23日、

於 東京大学駒場キャンパス)

【書評】Rogers Brubaker

『Ethnicity without Groups』

第三章、第五章、第六章

[担当] JA 日下

(新潟大学)

左地 亮子

(日本学術振興会)

松岡 格

(獨協大学)

概要

第四十一回研究会では、前回に引き続き Rogers Brubaker 著『Ethnicity without Groups』の書評を行った。松岡が報告した第三章 **Ethnicity as Cognition** では、エスニシティ研究における認知的視点導入が、特にエスニシティ集団の実体化を避ける上で有効であることが論じられた。JA 日下が担当した第六章 **“Civic” and “Ethnic” Nationalism** では、ナショナリズムを市民的と民族的なものに

分類する方法に疑問が出され、それに代わって state-framed と counter-state という国家の枠組みの強弱を基準とした新たな区分方法が提示された。

本報告を執筆している左地は、第五章 The Return of Assimilation? を担当した。この章では、差異主義から同化主義の回帰へと新たな展開を見せている欧米諸国のマイノリティ政策の変容が、フランス、ドイツ、アメリカ合衆国を事例として考察された。フランスのジプシー政策を研究している担当者にとって、差異主義ないしは多文化主義の行き過ぎが意識され、市民的統合へと関心が移行していくプロセスは十分に納得できるものであった。またその際に、ブルーベイカーはこうした同化の回帰現象において、同化のコンセプトそのものが変容していることにも注意を促しているのだが、差異ではなく共通性 commonality、「似たものになる」プロセスとしての同化の今日的意味は今後さらに掘り下げていく価値のある重要な議論であると思った。

(左地 亮子)

第四十二回研究会

(2014年3月21日、

於 東京大学駒場キャンパス)

【書評】Rogers Brubaker

『Ethnicity without Groups』

第七章、第八章

[担当] 井垣 昌

(早稲田大学)

辻河 典子

(日本学術振興会)

概要

第七章を井垣が、第八章を辻河が担当した。

第七章は冷戦後の欧州におけるエスニシティについて、国民国家から超国家へ転換する西欧を移民起源型、多民族連邦国家から国民国家へ回帰する東欧を領土起源型に分類し、移民と国家に関連

付けた。同章の議論は東欧諸国を旧東西陣営間に位置付け、連邦国家モデルへの言及も欠いており、西欧中心主義的な単一発展モデルの傾向が強かった。

第八章は今もハンガリー・ナショナリズムにとって重要な 1848 年革命を題材に、同革命 150 周年記念時のハンガリーと旧同国領を含むスロヴァキアとルーマニアの状況の比較から、集合的意識の構築過程を神聖化／脱神聖化と一般化／特殊化の指標で分析した。記憶の動員の失敗への言及が先行研究と比べて特徴的であった。

議論の最後には本書全体を振り返り、集団主義 groupism を排してエスニシティを考察する著者の試みへの評価と共に、今後の展望への疑問も示された。

(辻河 典子)

第四十三回研究会

(2014年5月18日、

於 東京外国語大学海外事情研究所)

【書評】小関隆編『記念日の創造』

書誌情報：

小関隆編『記念日の創造』人文書院、2007年。

[担当] JA 日下

(新潟大学)

鈴木 珠美

(東京外国語大学海外事情研究所)

土肥 歩

(日本学術振興会)

概要

小関隆編『記念日の創造』のうち「記憶を造形する命日」(担当：JA 日下)、「大地に軍隊を捧げた日」(担当：鈴木珠美)、「思い出せない日付」(担当：土肥歩)の三章を扱い、各章担当者を中心に書評会を行なった。

「記憶を造形する命日」(著者：小関隆)は、19世紀の英国首相ベンジャミン・ディズレイリの死

後、命日にプリムローズを墓碑に添えることが行事化し、この日が記念日となった過程、それにより彼自身のイメージ形成が行われたことの二点を論ずる。「大地に軍隊をささげた日」(著者：藤原辰史)では、ナチスの収穫感謝祭の成立と変質を論ずる。企画者と参加者の双方が祝祭に熱狂し、その熱狂を介して農民のナチ国家への同意が調達された過程を分析した。同祝祭が戦争への動員装置となったことが示された。「思い出せない日付」(著者：石川禎浩)は、中国共産党の設立記念日(1921年7月23日)を扱っている。党成立の日時が時代や人物によって様々に解釈されてきた事実を明らかにしたうえで、この記念日が人々の運命を左右したことを指摘した。

以上の事例を議論の糸口とし、各参加者の研究分野における類似例にも言及しつつ幅広い意見交換ができた。

(JA 日下)

第四十四回研究会

(2014年6月22日、於 獨協大学)

【研究報告】利用された伝統—国民党・共産党の清明節をめぐる政治

【報告者】周俊宇

(東京大学大学院総合文化研究科)

概要

本報告は、従来民俗学の考察対象とされていた「清明節」について、その近代中国の政権闘争における政治的利用の歴史過程を検討するものである。

近代以前、清明節は「節氣」と「節日」との二つの性格を持っており、庶民の間に馴染まれていたが、中華民国成立後、国民政府が「民族掃墓節」の制定や黄帝陵祭祀の開催により、自己の正統性を主張する道具として、政治利用を試みた。また、戦後の国民党統治下の台湾において、清明節はさらに「反共復国」の国策や蒋介石の神格化に巻き

込まれていった。民主化以降の清明節は、その政治色は薄まりつつも、依然として中華民族の象徴として残っている。一方、中華人民共和国においては、清明節は共産党政権の下で同じ政治利用をされながらも、「烈士節」の制定や文化大革命の影響を経て、独自の歴史を歩んできた。

上記の考察により、本報告は、清明節をめぐる国民党・共産党の政治利用のそれぞれの特徴を明らかにした。

(周俊宇)

第四十五回研究会

(2014年7月19日、於 獨協大学)

【国際シンポジウム】姓名とエスニシティ—東アジアの中の多様性

[※シンポジウムのプログラムと議事録は次ページ以下に掲載する。]

概要

筆者(森下)は、2014年7月19日に獨協大学で開催された国際シンポジウム『姓名とエスニシティ』に参加した。シンポジウムでは、中国、台湾、北海道(アイヌ)、タイを題材に、熱のこもった報告が行われたほか、コメントでは東欧、中米、沖縄の視点から論議が出された。今回は、国際シンポジウムということもあって今までとは規模も動員も大きく異なるものであった。中でも、中国・彝(イ)族として参加されたアク先生〔羅慶春氏の彝族名〕は、彝族の伝統に基づいて作成された詩をステージで吟詠するというパフォーマンスが行われた。筆者はすでに、昨年12月にアク先生を、札幌のアイヌ文化交流センターに案内した。そこで、やはり今回の登壇者である樺太アイヌの檜木さんと思わぬ出会いがあり、図らずも今回の国際シンポジウムでの民族交流へとつながった。アク先生が熱唱された詩に、北海道訪問の体験が生きているなら、望外の喜びである。

(森下 嘉之)

■■ シンポジウム議事録 ■■

【プログラム】

- 開会挨拶：飯島一彦
(獨協大学国際教養学部長・教授)
- 趣旨説明・成果報告：松岡格

- 〔第一部：講演・研究報告〕
- 羅慶春(西南民族大学彝(イ)学部学部長・教授)
「彝(イ)族母語による新作詩
『ツォチ・ズウチ』発表」
- 榎木貴美子(北海道アイヌ協会理事) /
川上裕子(アイヌ文化アドバイザー)
「樺太アイヌと姓名」
- 曾有欽(台湾賽嘉小学校校長)
「パイワン族首長家の姓名と口承文芸」
- 小島敬裕(日本学術振興会特別研究員)
「国境地域におけるタイ族の宗教と姓名」

〔第二部：パネルディスカッション〕

- パネリスト
飯島一彦
香坂直樹
佐藤勘治(獨協大学教授)
沈元燮(獨協大学特任教授)
茂木敏夫(東京女子大学教授)

〔第三部：フロアを含めた総合討論〕

- 司会：岡村圭子(獨協大学教授)

- 閉会の辞：羅慶春

【議事録】

○開会挨拶：飯島一彦

EMS 研究会と共同主催、東方学会、科研費等の後援を頂き『姓名とエスニシティ』開催の運びとなった。獨協大学は、創立時から世界的に、国際的に活躍できる人間を育てることを目標にしてきた。50年は短いとも長いとも言いがたい時間ではあるが、しかし確実にひとつの節目と呼べる。国際教養学部は2007年創設の、本学中最も新しい学部である。創設から一貫して、インターナショナル、インターディシプリナリーな教育を旨としてきた。このシンポジウムは、本学部にとって実にふさわしいテーマとなっている。開催に際して、松岡先生のご尽力に感謝したい。また、錚々たる面々にお集まり頂いた。中国、韓国、台湾の先生方、さらにハンガリー、チェコなどの東ヨーロッパ、スペイン語圏までを視野に入れて考えていこうという大変視野の広いテーマをもったシンポジウムとなる。多種多様な言語と価値観の存在する世界を理解するため手助けになる趣旨をもつものと理解している。長時間となるが、ぜひ最後までおつきあい頂きたい。

○趣旨説明・成果報告：松岡格

現代の世界では、名前があることは当たり前のこととされている。私達は、そういう世界が地球上を覆っていると思って生きている。言い換えれば、名前がないことは、「異常」なことと考えられている。「未確認飛行物体」あるいは「名前のない怪物」といったものを思い起こせば、それが容易に理解される。故に、新発見のものには即座に名前をつけようとする。反対に、無名は秘匿性を示す記号となる。

このことは民族についてもあてはまる。世界の民族を見渡して、個人の「名前」のない民族は少ない。しかし、つい最近まで「姓(苗字)」を持たなかった民族は数多い。この事実は社会の変化、

すなわち近代化を示す一つの指標と言える。

これらを体系立てて説明したのが、ジェイムズ・スコット(James Scott)である。彼は、「姓(永久的・継承的父系性)」の発明は近代国家の統治法の必要条件の一つであると考えた。大多数の国では、元来「姓」を持つ人は社会の極少数であったという。例えば、15世紀前半のフィレンツェ・トスカーナ地方では、姓を持つのは、土地所有権を持つ家系などの上層階級のみで、都市貴族を除いて永久的な姓を持つ者はいなかった。やがて14世紀から15世紀にかけてのイングランドで、公式文書と同時に姓が普及していった。これにより国家は、個人を可視化できるようになった。統治者にとって管理しやすい社会が誕生した。スペイン統治下のフィリピンでは、1849年にスペイン語姓が導入されたが、この時、政府から示されたスペイン語姓の一覧を地域ごとに順番に割り振った。地域ごとにどの文字で始まるか『姓』の頭文字が決められた。結果として、同じ町出身の人同士、共通の頭文字をもつことになる。政治的に考えると、臣民 **subject**≒納税者であるが、こうした姓の施行の目的は、臣民・納税者の完全に可視化されたリストを作ることにあった。

以上の点を鑑みれば、現在の統治者にとって、国民個人を可視化して掌握する方法は数多く、例として写真、映像、指紋、IDナンバー、パスポート、DNAなどが挙げられる。しかし、歴史的に考えれば、多くの国において姓の設定というのは、国家が自国領内の個人を可視化する最初のステップであり、また決定的ステップであった。国民社会を統治者にとってわかりやすい状態に変えていくための重要な転換点であった。一方で、マイノリティや先住民にとって、このことは外来統治者による文化の塗り替えを意味した。

報告者の専門である台湾原住民について紹介したい。彼ら台湾の先住民族派、オーストロネシア語族であり、人口は53万人、台湾総人口の2%を数える。台湾中央を南北に貫く山岳地帯に先住民

族は集住し、これまでさまざまな外来の統治者によって支配されてきた。

台湾原住民族の名前の歴史は、おおよそ以下のような経緯を辿る。

◆初めに、文字がなく、言葉のみで名前を呼び合う時代があった。

◆1895～1945年：日本統治時代：

初期においては原住民族名をカタカナ表記

→名前が初めて文字で記録されることになった、そしていわゆる「姓の発明」

日本式姓名への改称：

→(日本風の)改姓名の普及、戸籍整備に繋がる

◆1939～1944年：認可改姓名の時代

◆1944年：許可改姓名へ制度変更

→戸籍への原住民姓名の登録が行われる

◆1945年：中華民国(国民党政権)成立：

→漢族式姓名の「回復」が行われる

[例：トパス・タナピマ(田中武男→田文統)]

◆1953年：姓名条例：

→「伝統姓名」すなわち原住民族の名前の回復へ

姓名がそろった状態が統治者にとってメリットがあることは前述のとおりであるが、はたして私達は統治者によって一方的にみられているだけの存在なのだろうか。例えば、戸籍は統治者による可視化ツールの一つであると同時に、先住民が自らの出自の根拠を示す資料でもある。台湾の場合、日本による支配の時代につくられた戸籍を通して先住民の伝統的姓名が判明することから戸籍は先住民の文化復興にとっても重要な手掛かりとなる。いまや先住民性を回復するためのツールとなっている。このような姓名をめぐる非統治者側からみた肯定的側面がこれまで論じられてこなかった。

本シンポジウムで紹介されるさまざまな内容を、ひとつにまとめたいと考えてはいない。世界の姓名について考えていくための出発点と捉えたい。それぞれの地域、文化の姿が万華鏡のように表れてくるに違いない。

〔第一部〕

○羅慶春発表

彝族概説：松岡

彝（イ）族は人口 776 万人。アク先生〔羅慶春氏の彝族名〕によると、いまは 900 万を数える。居住地は主に雲南省、四川省。両省に単独自治州がそれぞれ一つずつ設けられている。アク先生は四川省の涼山自治州のご出身。詩をよむ存在としてはシャーマンのイメージが強い。シャーマンは通常、文字を使わずに詩をよむが、彝族のシャーマン（ビモ）は必ず秘伝の文字を使うことが特徴である。必ず書かれたものを前に置いて儀式を行う。ビモなど一部の人が司るものであった彝文字は、1970 年代以降、急速に普及し規格化された。彝族の文字は表音文字であり 819 字存在する。中国では、街角でも少数民族の文字が表記されることはないが、この地域では珍しく二言語表記が存在する。

「魂を呼ぶ」という詩の形式について

彝族は、小さい頃から祖先の名前を暗誦している。アク先生は 24 名の祖先の名前を詩に読む。これは、祖先の魂を呼ぶものであり、世界の人類の魂を呼び起こすものである。「魂を呼ぶ」というのは詩の吟唱の一つの形式。民間伝承の儀式をモデルにして、今を生きる詩人として編み出したもの。中国以外では初めて公開することとなった、アメリカでの吟唱のあとには、世界の人類の魂を呼んでくださいと言われた。

「姓名」というテーマについて

自分の家系を題材に詩を作るというのは初めての試みであり、彝族の歴史・文学史上初めてのこと。将来民族の文学史が書かれる時、今日のこの場のことが記録される。彝族の将来にとっても重要なことである。その発表の場が獨協大学であり、獨協大学は彝族の歴史にも残される。

ー以下、新作詩の朗読ー

○榎木貴美子／川上裕子報告

榎木・川上：イランカラプテ（こんにちは）。

アイヌとは「人間」を表す言葉であり、三代前はカタカナで表記していた。祖父母世代では苗字がなかったが、歴史をさかのぼれば、1871 年に日本式の名字が導入され、アイヌ名が禁止された後、1933 年に樺太アイヌが日本人となった。

ー以下、原稿よりー

榎木：アイヌ民族は、本州東北北部、北海道、樺太（サハリン）南半分、千島列島（クリル諸島）、カムチャツカ半島南端部を伝統的に居住地としてきた。北海道には数万人、樺太南半分には 2,000 人ほどが住んでいた。アイヌ民族はこの地の主要な民族であったが、中世以降、北海道の渡島半島に「日本人」が移住した。北海道では、アイヌ民族以外の日本人は「和人」と呼ばれ、江戸時代には、日本人の商人が常駐した。明治時代になると、「開拓」によって日本人が大量に移民するようになり、アイヌ民族は「少数民族」になった。

私（榎木）は、樺太南半分、西海岸の多蘭泊（たらんとまり）という集落にルーツを持つ「樺太アイヌ」の出身だが、両親や親戚たちは自分のことを「アイヌ」ではなく「エンチウ」と呼んでいた（アイヌもエンチウも「人間」という意味）。

樺太の先住民は、主としてアイヌ（樺太アイヌ）、ニヴフ、ウイльта、エヴェンクの四民族合計で 6,000 人ほどであったが、樺太は近代に入ると日本とロシアの領土争奪戦の対象となった。1875 年に樺太はロシア領になり、日本政府の説得により樺太アイヌの半数にあたる 841 人が、北海道北端の海岸部・宗谷地方へ移住させられた。政府は彼らをさらに内陸部石狩地方の対雁（ついしかり）に強制移住させたが、危惧したとおり流行病が発生し、半数以上が死亡した。アイヌ文化には本来「姓」はなかったが、彼ら「対雁アイヌ」たちは、日本国籍となったために日本式の姓を名乗った。その際に、故郷にちなんだ姓がつけられることが

多かった。例えば、ポロアントマリ「大きな泊地」ということで「大泊（おおどまり）」、シラヌシ（白主）は「白川」、西海岸は「西」がつく姓など。日露戦争後には、樺太の南半分が日本領となり、「日本人」が続々と移住した結果、「樺太アイヌ」の生活も日本化した。対雁アイヌの人たちも、多くが樺太に帰還したが、40年後（第二次世界大戦後）には日本が樺太の領有権を放棄した結果、数年で、当時樺太に住んでいた40万人の日本人のほとんどが北海道以南に移住した（いわゆる「引き揚げ」）。総勢1,300名ほどの「樺太アイヌ」もほとんどが北海道に移住した結果、現在では、「樺太アイヌ」のほとんどは北海道に住んでいる。

私（檜木）の時代には、名前の付け方は完全に日本式であるが、20世紀初めごろまでは、伝統的な名前の付け方が残っていた。個人名だけで「苗字」はなく、伝統的に文字を用いない文化なので、登録制度もなかった。

川上：現在、アイヌ語で話をする人はほとんどいない。世界中でも15名ほどと言われている。そうした中で、言葉や文化を残すために伝承活動に携わっている。私（川上）のアイヌ名は、アイヌ語で「トゥレシ（＝「妹」を意味する）」。「お前は妹だから「トゥレシ」、お兄ちゃんだから「ユポ（＝「兄」）」だよ、弟だから「アク（＝「弟」）」だよ」というように名前をつけられた。北海道では、生まれてすぐに名前をつけなかった。子どものころは、名前がないのでわざと汚い言葉で呼んでいた（例えば、女の子の名前に「ウンコ」を意味する言葉を使う）。これは、きれいな呼び方をすると魔物に取られてしまうから。子どもの性格や特徴がはっきりとわかるようになってから、それにちなんだ名前をつけた（例えば、チキリアシカイという言葉で「足が速い」という意味の名前。他にも、デラ「風」、ムガル「斧」、コタンクル「村の人」など）。しかし、いい名前をつけるとやはり魔物に狙われて早死にするので、あまりいい名前は付け

なかったと言われる。また、故人の名前をつけることはなく、他人と同じ名前もつけられなかった。

檜木：北海道アイヌと樺太アイヌでは、言語・文化が異なっていた。東京帝大の言語学者上田万年は3人の弟子に、それぞれ朝鮮・琉球・アイヌと専門分野を割り振った。アイヌ語を担当した金田一京助は北海道アイヌの言葉をマスターしたものの、樺太ではまったく通じなかったという逸話がある。北海道開拓記念館の『民俗調査報告書』（1973年）によれば、例えば西海岸恵須取（えすと）り）では、巫術者（トゥスクル＝シャーマンのような存在）や霊力の強い人に決めてもらった。特に悪い意味が用いられたということはなく（「ヌクヤツ」（アマツバメ）などという名前も存在した）、基本的に、同じ名前の人はいなかった。

本名のほかに通名を用いる場合もあったため、同一人物なのに記録によって少し名前が違っている例や、全く違った名前が記載されている例も存在した。両親の世代では、通名しか知られず今では本名がわからない、記録にない人がおり、名前の「意味」も本人や近親者しか知らないことが多かった。例えば、一人で住んでいるおばさんのことを、みなアイヌ語で「ひとりばば」と呼んでいた。本名は誰も知らなかった。1856年に、日本人探検家の松浦武四郎が樺太の多蘭泊を訪れた時の野帳には、「ヒウス」、「カワラリマ」という名前が記載されている（アイヌ語の名前だが意味不明）。もともとアイヌは文字を持たない民族だったため、口承文化である。名前の記し方も独特で、戸籍を見ると名字の欄が空欄で名前のところにカタカナで長々と書いてあったのを覚えている。戸籍法以降は強制同化の時代。アイヌの風習や言葉は禁止され、間違った言葉を使っているとして警察に連行された例もある。

川上：現在は完全に名づけ方は日本式である。北海道では1871年に日本の戸籍法が施行された折

に、日本風の姓がつくられた。日本式の名はアイヌ語の名前から創られた場合も多かった。最初の世代は「姓は日本式、名はアイヌ式」あるいは「姓名ともに日本式」になったが、後者も多くはアイヌ語の名前があった。樺太については、大村勘助の調査記録（アトイサランデ、多蘭泊 1917 年）がある。その次の世代以降は、戸籍（や公式記録）上は姓名ともに日本式だが、しばらくはアイヌ式の個人名も持っていた。個人名は上の世代を中心として周囲の人々によってつけられた。私の祖父母の世代はアイヌ語の名前があったが、両親の世代は既に日本式である。今でも戸籍上の日本名のほかに、伝統的なアイヌ語の名前を持っている者もいるようだ。最近ではアイヌ語で名前をつけた人もいるが、伝統的なものではなく、「日本語でもアイヌ語でも通じる名前」である。例えば、ミナという名前はアイヌ語の「笑う」からきている。私は子どもが五男五女で 10 人おりまして（どよめき）、一番上は 40 代で下はまだ学生ですが、九番目の子どもがいま大学生でアイヌのことを受け継いで活動してくれている。六月生まれの孫に、「さく」（サク＝アイヌ語で「夏」を意味する）という名の子がいる。日本語とアイヌ語、二つの意味を持つ名前だ。

○曾有欽報告

台湾の少数民族パイワン族の家名と文学について。一族の家系が重要であり、パイワン族の名は、家名と個人名からなる。基本的に同じ集落内で家名を付け、貴族の家名と平民の家名が存在するが、日本の統治時代における幾つかの統合や、現在家系から独立する際に新しい家名を作らずに既存の家名を名乗ることもあるなど、家名をみても起源がわからない例も多く存在する。

パイワン族は、台湾にある 16 族の先住民族（計 53 万人）の中で二番目に人口が多い民族（約 9 万人）であり、主に台湾の南部と東南部に居住する。

パイワン族は、厳格な階級制度、華やかな装飾芸術、男女問わずの長子継承文化に特色がある。階級制度は、大まかにパイワン族の集落の首長である頭目、貴族、勇士、平民の四階級に分かれる。とりわけ貴族系統には、頭目家との親疎によって、さらにその家格が決められるという序列制が見られる。

伝統的なパイワン族社会にはこの階級制度が存在し、男女・家族を問わず、すべてのものがより上の階級を目指し努力する。なかでも婚姻は、ソーシャルモビリティを促す最大のメカニズムといえる。女性の場合、貴族や平民を問わず、婚姻による自己の身分的昇進のため貞操を守ることが一般的であり、一方男性は貴族令嬢からの好意を得るべく、狩猟を学び、勇士となるよう努める。また、パイワン族の生命的価値観は、このような婚姻の価値観に影響されているとも考えられている。事例として、或る県の *ubalate*（貴族の家名の一つ）の継承について調査してみると、基本的にこの家名を長男が継いでいることがわかるが、と同時に、長男以外の子どもも同家名を継ぐことで、平民の相手との結婚による社会的地位の低下を防いでいることが見てとれる。

パイワン族の言語が文字化される以前にも口承文化が存在し、それは日々の語りなど、日常生活の一部となっていた。現在でも口承文学はパイワン族文学においてきわめて高い芸術的価値を有している。

パイワン族の文学的テーマには階級・家系・社会的地位に関するものが色濃く見られる。パイワン族の口承文学には様々なジャンルがあるが、なかでも「勇士頌詩」（勇士礼賛詩）、「男女情詩」（男女恋愛詩）、「結婚頌詩」（結婚礼賛詩）、「亡者祭文」（故人祭文）、「神話」の七つは、文学性に富んだ文化的価値が高いとされる。「家族頌詩」は、貴族の家柄や家名の尊さ、その特別性を称賛する。パイワン族の場合、家名＋個人名の順で伝統的な姓名が成り立っている。ある見合いの歌では、対話

形式で互いを賞賛する内容となっているだけでなく、相手の家系や出自を問う歌詞も含まれている。「貴方はどの家の出身なの？なぜそんなに素晴らしいの？」「私の家族は〇〇〇といます」といった歌詞を通じて自分の出身を明らかにし、歌で自己紹介する。

伝統的な「家名」の事例として、屏東県三地門郷の集落ごとの頭目の家名リストを挙げる。10の村落に、それぞれ頭目家の家名がある。村は違っても同じ家名があることもある。ただ、家名の範囲は、基本的に一つの集落に限定されている。一つの集落に複数の家名が存在するケースもあるが、それは日本統治時代に集落の合併があったことを意味する。一方で、パイワン族の伝統的な家名と漢族式の姓とはまったく関係がない。伝統的な家名が同じでも、漢族式の姓は同一ではないケースは多々ある。

次に、同郷賽嘉村の Tailaking 集落の貴族と平民の家名のリストを挙げる。この集落では貴族と平民の家名の割合は、5対18となる。近代化に伴い、また漢民族文化の影響を受け、結婚を経て家名をどのように選択するか慣習が変わってきているため、最近では家名を見ただけではどこの出身なのかわからないケースも増えてきている。

冒頭に述べた通り、パイワン族には男女の別を問わない長子継承文化がある。曾家（先生ご自身の家系）の場合を事例として挙げたい。長女の場合、一般的には他から婿入りしてもらってその家を継ぐ。漢族ではほとんど見られないが、パイワン族では当たり前のことである。次女は、別の家の長子に嫁いで、その家名を継承する。私は第三子で長男だが、民族文化の下では単に三番目の子という位置づけになる。私の家では、他の集落に嫁入りした長女と協議した結果、私自身が家名を継承することになった。三男は平民出身の女性と結婚したが、その家名を受け継がず自分の方を名乗っている。現在は、新しい家庭を設けても、新たな「家名」をつくらず、元の家名をそのまま

名乗るケースも増えてきている。同じ宗族が同じ姓をもつという漢民族文化の影響が見られる。最後に、詩歌、パイワン族文学の中から家名の入ったものをいくつか紹介したい。

- (1) 結婚新婦貞操頌：嫁ぐ側の女性の歌。村落の頭目や貴族を賞賛し、自分の家族を賞賛する構成をとる。
- (2) 部落頌詩①、②：村落を賞賛する場合にも、必ず家名がそこに入る。頭目や貴族の栄誉が集落全体のことと重ね合わされている。
- (3) 家号記頌文学：早口言葉のようなもの。家名をたくさん入れて暗誦するための言葉遊び歌のような趣がある。

本報告の結論として、以下の四点を挙げたい。

- ① 「家名」という集落意識の創出。
村落の共同性にとって家名はなくてはならないものである。
- ② 「家名」というパイワン文化の繁殖。
家名は、身分や地位などパイワン文化を継承してゆく上で大きな役割を果たしている。
- ③ 「家名」から見たパイワン族文学の特徴。
家名は、パイワン文化にとってユニークなもののひとつである。
- ④ 「家名」による我々の物語。
家名は、私たち自身が家系の歴史を紡いでゆくために必要なものである。

○小島敬裕報告

徳宏タイ族は、中国・ミャンマー国境地帯に集住する少数民族であり、中国では雲南省に徳宏傣族景頗族自治州が設けられている。徳宏タイ族は、上座仏教徒社会として東南アジアに広がるひとつの文化圏の一角をなし、言語的にはタイ国に住む人々と同系統である。

徳宏タイ族の姓名や名付けは、影響される文化によって徳宏州の中でも姓を持つ人が多い地域と

持たない人が多い地域に分かれる。姓を持つ場合、「姓・名前」の順になり、タイ国人の「名前・姓」の順とは逆になる。さらに、多くは宗教上の理由から生涯の間に（人によっては数回）名前が変わる人も多い。本報告では、同一州内においてこうした地域差が生じる原因を地域社会との関わりから考察する。また、個人の生涯における名前の変化を、タイ族の宗教生活との関わりから明らかにする。

徳宏州はミャンマーとの国境地帯にあり、現地の人々は国境を比較的自由に往来している。徳宏州では、漢族の文化圏とミャンマー文化（ビルマ族・シャン族）の影響が強い地域とに分かれ、地域的な多様性は大きく、例えば、家屋の設えや寺院の様子も大きく異なる。中国からこの地域にミャンマー北部、インドへ至る交通路があったこと、かつてこの地域を支配した王朝時代のムン（盆地）の政治権力者ザウファーが中国王朝の間接的な支配下に置かれたことから、漢文化は瑞麗市を除く地域に広く浸透した。一方、瑞麗市は国境を挟んで隣接するミャンマー北部と盆地を共有しており、古くからこの一帯の文化圏の一角を成している。

徳宏タイ族の伝統的な人名には、もともと姓はない。名前の一部に長男、次男といった出生順を表す言葉が含まれるのが特徴である。出生順の後には、両親の願い（健やかな、など）や貴金属・宝石、花の名前、子どもの容姿、生まれた季節などの言葉をつけて一つの名前にする。漢文化の影響が強い梁河県や盈江県では、元代から姓が用いられていた。政治権力者ザウファーが中国朝廷への帰順の意志を示すためにタイ族で最初に姓を用い、庶民がそれを模倣した。一方、ミャンマーの文化的影響の強い瑞麗市では、男子には伝統的な出生順を含む名付けを行い、女子にはミャンマー式の命名法（生まれた日の曜日によって先頭の音／文字が決まる→それを含む単語を選んで名前の冒頭に置く）が浸透している。生まれた曜日に従うのはミャンマー本国でよく行われており、最も

有名なミャンマー人アウンサン・スーチーの名付けもそれに従っている（アウンサンは父の名。スーチーの"S"の音は火曜日生まれに由来する）。徳宏タイ族では、その命名のロジックをタイ語のポキャブラリー（曜日の名、単語）で適用する。

報告者（小島）は、現地で調査に従事する中でつけてもらった名前がいくつかある。ビルマ名は、テッカイン「**Thet**（命）+**Hkaing**（堅固な）」。英語で言えば、『ダイ・ハード』となるが、ここには「子供が丈夫に育つように」という両親の思いがこめられている。タイ族名は、センジェット「**Sen**（宝石）+**Tst**（真の）」。こちらはイメージに合わないと言われて、あまり呼んでもらえなかった。このように国境に近い瑞麗では、ミャンマーに近い命名法も見られる。中国とミャンマーの境域に位置する徳宏では、両者の文化的影響を受けつつ、影響の強弱によって地域ごとに独自の命名法が確立されている。

徳宏タイ族においては、上座仏教の信仰を通じて、人生において名前が変わることもしばしば起こる。積み重ねた功德に応じて、つまり寄進の多寡によって仏弟子名をつけてもらう。「仏弟子名+幼名」という形の名前になる。得られる仏弟子名は寄進する物品や回数によって異なり、大規模な寄進をした人、何度も寄進をしている人は、その名前を聞いただけで敬虔さがわかる。また、年齢を重ねて老年期に入り、寺籠もりをするようになると、仏弟子名の前に男性は「ヒン」、女性は「ラーイ」という尊称をつけて呼ばれるようになる。信仰の篤い仏教徒と見なされ、死後も比較的高い位置の墓に埋葬される。このように、徳宏タイ族の名前には、個人の積徳行の履歴が刻まれることになる。

〔第二部〕

各パネリストのコメント

○飯島一彦「日本・沖縄の名前の付け方」

日本人の姓名は「姓」＋「名」の形式だが、もともと日本に住む人々は「姓」を持たなかったと考えられる。例えば、天皇家には「姓」がなく、皇后も皇族になってからは「姓」を失っている。『古事記』や『日本書紀』を見ても、より古い時代の神名・人名で「姓」＋「名」の形式を持つ者は登場しない。しかし、奈良時代になると、戸籍には「姓」「名」の区別が明記される。これは、中国の戸籍を導入したことによるもの。702年の戸籍にあらわれている。先のアイヌの事例と同様に、当時は、女性に「汚い」名前を付ける習慣があったことがうかがえる。また、この戸籍を見ると、夫婦別姓であったことがわかる。大陸由来の「姓」や職能由来の「姓」が存在した。このように、奈良時代の戸籍からは皆「姓」を持っているように見えるが、奴婢は「姓」を持っていなかったようである。平安時代に入ると、多くの姓が混乱を招くということで、「姓」の辞典『新撰姓氏録』が作られた。さらに、平安末期には奈良時代の姓名システムが崩れ、「姓」と「苗字(名字)」が区別されるようになる。「苗字(名字)」とは、土地の名前に根ざし、地理的なルーツを示す。この頃起こった武士中心の政治形態への体制転換がその背景にある。また、もう一つの重要な特徴として、一生の間に何度か名前を変える習慣があった。これは、現在でも歌舞伎役者などの芸能人の一部に残っている。一般には、死んで名前が変わる「戒名」の習慣が馴染み深い。江戸時代には、武家、侍、元侍などでないと苗字を許されなかった(ここでは詳述できないが、日本には「屋号」というものもある)。明治5年(1872年)に、平民苗字許可令が出て、すべての日本国民が苗字を持つことになった。

他方、沖縄では中国文化の影響で、琉球の氏族

は中国風と日本風の二つの名前を持つことになった。ただし、日本風の名前でも音読みが可能であった。琉球王家は尚を「姓」とし、王家につながる氏族は「向(しょう)」を「姓」とした。琉球の神話・伝説に登場する神・英雄も「姓」をもたず、氏族も本来は「姓」を持たなかったと思われる。また、平民は「姓」を持たないのが普通だった。明治12年(1879年)、いわゆる琉球処分により、沖縄県として正式に日本に編入されたが、様々な軋轢が生じ、その結果税金の徴収その他、しばらく旧慣温存によるとした。明治36年(1903年)に、先島諸島の人頭税が廃止され、全面的に日本の法律制度が適用されたが、それまですべての沖縄の一般庶民が「姓」を持つことはなかった。一般庶民が「姓」を持つようになって、姓名を音読みする習慣は続いている。最近では、日本的な名前を付ける例も増えている。先島諸島には戸籍名とは別に、伝統名を名づけて童名(ヤラビナー)と称して、家族ないし本人のみが知っている大事な名前(忌み名)として伝承するという風習がまだ残っている。男児ならば祖父の名を、女児ならば祖母の名をとというのが通例である。

日本の名前も沖縄の名前も、中国や朝鮮半島の影響を受け、また国内の歴史的変化の結果を受けて、非常に複雑な状況になっているが、「姓」＋「名」という形式だけは維持している。シンポジウムを通じて世界各地の事例が紹介されているが、世界で見られるさまざまなパターンの、そのほぼすべての要素を日本は持っているのかもしれない。

○香坂直樹：「スロヴァキアでの姓と名」

ハプスブルク帝国に属した諸地域の事例として、スロヴァキアをとりあげる。第一次世界大戦当時の地図上に示されるハプスブルク帝国、その中でハンガリー王国、スロヴァキアはそこに属していた。スロヴァキア語では、個人名と姓の順番で表記する。父称は使用されず、男性名と女性名と

の間で主格の形や格変化が異なる。また、姓の表記について、男性と女性は異なる。例えば、「コヴァーチ」という男性姓に対して、女性姓は「コヴァーチョヴァー」となり、接尾辞「オヴァー」がつく。また、形容詞の形をとる姓の場合も、女性の場合は女性形に合わせて変化する。

スロヴァキアの住民登録簿制度では、出生や婚姻、死亡などは郡庁に届けられ、内務省が管轄する。新生児の誕生に際しても姓名を届け、登録する必要がある。「名前と苗字に関する法律」(1993年)によれば、風変わりな名前、恥ずべき名前、奇妙な名前、愛称形、男児の女性名、女児の男性名などは禁止されている。

スロヴァキアには、科学アカデミー言語研究所作成の「許可名リスト」(『あなたの子どもの名前』、1998年)が存在する。これによれば、男性・女性合わせて約1,600の名前が掲載されており、新生児の名づけの手引きになる(「名前の日」も掲載)。2008年に「名前と苗字に関する法」が改正されたことで、名づけの規制が緩和され、外国語名に加えて、「許可名リスト」以外の非慣習的な名前も登録可能になった。2013年に出生登録された男児29,705人につけられた名前1,272のうち、769の名前は1人だけにつけられた名前である。また女児(28,384人)の名前は1,483のうち771が1人だけにつけられた名前であり、「許可名リスト」の拘束力が低下したことが伺える。

スロヴァキアでの名づけの傾向は、男女ともキリスト教の聖人に由来する名前が多い。男性名ではスラヴ語に由来する名前があるが、近年は減少傾向にある。女性名ではスラヴ語由来の名前はより少ないが、近年の名付けには男性と同様の傾向が見られる。姓に関しては、職業名や言語集団名に由来する姓が多く、スラヴ語起源の姓以外にハンガリー語起源の姓も多くみられる。これは、ハンガリー王国という共通の国家での経験、カトリックが基本にあった社会環境を反映したものといえる。エスニシティ・民族としての「スロヴァキ

ア人」意識の成立は、少なくとも19世紀以降、近代の現象である。

18世紀末から19世紀初めにかけて、スロヴァキア・ネイション意識を立ち上げる動きが現れた。シトゥールという人物は、1836年4月に、彼の支持者とともにプレスブルク近郊のジェヴィン城へ遠足を行った際、各自の名前(洗礼名)に加えて、スラヴ語起源の名前を加えることを提案し、彼自身も「ヴェリスラフ」と名乗った。シトゥールは、プレスブルクという街に対して、1843年に「ブラチスラヴァ」という名称を提案した。このように、スロヴァキア・ナショナリストは同時期に地名と人名の「スラヴ化」を試みた。これは、名前を通してハンガリーとの差異化を図る行為であったといえる。

最後に、現在「スラヴ風」の名前、例えば、「ミロスラウ」という名前は、2013年の全国男性の第8位を占めているが、同年新生児(男児)では第37位にとどまっている。また、女児の場合でも「ミロスラヴァ」という「スラヴ風」な名前は第92位にとどまっている。全体的にはキリスト教由来の名前が優位であり、その傾向は強まっている。このようにみると、スロヴァキア人意識を強める装置としてスラヴ風の名前が使用されているとは言えず、現代スロヴァキアでの名づけは、キリスト教文化の方が優先されていると考えられる。

○佐藤勘治：「スペイン語圏」

J.スコットによれば、標準化された姓名とは市民ひとりひとりを公的にlegibleする最初のステップである。社会保障番号、写真、指紋、出生・死亡証明書、身分証明書、パスポート、税金などがあげられるだろう。これによって、市民権や投票権、センサスなども行使される。彼の研究によれば、1849年のフィリピンではスペイン系姓のアルファベット順カタログが作成された。これは、街ごとにカタログの数ページを割り当て、同一アル

ファベットで始まる姓を付けるというもの。現在でも姓の最初のアルファベットがわかれば、出身地を推測することが可能である。学校や行政文書などでは、割当姓の使用が強制されたという。フィリピン独立の英雄ホセ・リサルは、四世代前の福建からの商業移民にルーツがあるが、1731年に「市場」にちなんで Mercado という姓を使用するようになった。ここで重要なことは、名前を変えることへのこだわりはなかったということである。

芝紘子氏の研究によれば、9世紀後半から「添え名」が用いられるようになった。これは、単名に家族関係や社会的地位、職名、あだ名、地名などが追加されるようになったものである。「ゴンサロ(Gonzalo)」の息子が「ゴンサレス(González)」と変化する例があげられる。また、スペイン語圏では、「ガルシア=マルケス(García Márquez)」のような結合姓が存在する。スペインでは1981年政令で第一姓と第二姓の順番が自由化された。アルゼンチンでは、2012年の市民登録法改正案で、単一姓が普通とされた。これは、スペイン以外からの移民が多いためであり、結合姓の順番は自由である。メキシコは法定化されておらず、順番は自由である。

1886年に米軍に投降したアメリカ先住民の戦士「ジェロニモ(Geronimo)」は、メキシコ人による他称である。これは、聖人ヘロニモに由来するものであり、彼らアパッチにとって個人名は他言してはならないものであった。また、20世紀初頭メキシコ・ヤキ戦争の英雄「カヘメ」は、「酒を飲まぬ者」という意味であり、スペイン語名は全く異なる。これらは、使用する場所で名前が使い分けられていることを示す例である。

植民地期メキシコ先住民の姓名は、布教や洗礼に伴うスペイン語名の付与によるもの。その後、姓に聖人の名、あるいは父姓が用いられるが、マヤでは名がスペイン語名であるが、姓は在来の父姓を用いる傾向がある。メキシコ学校教育現場での先住民に対する姓の付与の例として、先住民寄

宿学校がある。ポスト革命期1930年ごろ、先住民教育のモデル校としてメキシコ市に設立される。全国から先住民男性の生徒が集められたが、タラウマラ出身者に姓がないことから、出身村落名を姓として付与した。1930年代には、ミヘ学校生徒に対しては教師が姓を付与した。現代メキシコでは、先住民言語名が奨励されている。CDIメキシコ先住民民族発展全国委員会が刊行した『君の名前はなに?』によれば、先住民の言語による名前が網羅されている。著者 Xochitl 氏の由来は、ナワトル語で「花」という意味である。名前からでは民族が判明しにくい。近年では、多文化主義の影響がみられる。

○沈元燮：「宇宙と生命、「血の光」の世界—アク・ウウ詩選」

アク先生の詩作について三つのコメントをさせて頂きたい。第一は、その世界観について。第二は、名付けについて。第三は、「血の光」のイメージについて。

(1) アク先生の詩は、初めて公開される、彝(イ)族の司祭たちの言語である。創世から現代にいたる膨大な家系図の叙事詩は、自然と生命の豊かな同棲であり、そこから生まれる人間群像を描いている。現代世界が失った自然が描かれている。人間と自然、そして生命界の、こうした豊かな交流は、現代詩では珍しい。こうしたことは、彝族の賢者、ビモが共有してきた伝統的な智慧に淵源があるのではないだろうか。

(2) 彝族の名づけ方は、男性において現れている。ウフォ(祖父)、ジンモ(父)、ロンティ(本人)、ホダ(子)と、先祖の名前の一部を受け継ぐしきたりは、父系社会に由来しているが、それは叙事詩からは確認できなかった。また、女性の名づけ方とはいかなるものなのだろうか。

(3) アク先生の詩「血の光」にみる彝族文化の個性的なアイデンティティは、以下のような詩文にあらわれている。

詩は「次のような場面で人は何を感じるだろうか」と語りかける。一つは、「山里の儀式で供えられた数多の獣の胸を、祈祷者の言葉の矢が一つ一つ貫き、その塊が血だまりの中に静かに身を休めるのを確認した時」。一つは、「ある少女が駆け落ちの途中で虎と狼に遭遇してしまい、その五体をずたずたに引き裂かれ、『その頭は道上に、その脚は道の下方に、その内臓は竹林に飛び散り、絡まった』という昔話の一段落を読んだ時」。一つは、「妖女ズツニジャがビモの呪術によって湿原で雄羊に姿を変えられ、食い意地の張った七人の女がその雄羊の身をむさぼり食った。その途端、魔の谷を彷徨し続ける恐ろしい七人の女鬼が誕生した時」。

詩は、その問いかけに「血の光」という独特のイメージで応える。

「昔、一人のビモ（司祭）が、成人前の少女を買ったそうである。ビモは少女の身体から血を抜き取っては呪文を書きとめ、抜き取っては書いた。その世にも渦渦しい呪文が完成したとき、少女は血を残らず搾り取られ、息途絶えた」「私はただ『血の光』を感じる。燦然と、かつ凄惨と輝く血の光である」「我々は血にこだわり、血を信仰してきた」「我々は血液の濃淡によって自らのルーツを特定する」

こうした世界観は、古代詩の世界と共通性があるとも言えるし、見たこともない世界であるとも言える。ここに彝族の文化に固有のこだわりがあるのだろうか。

○茂木敏夫：「姓名についての問い—中華世界から考える」

姓名については、二つの問題がある。一つは、命名する、名づけの行為の問題、もう一つは、そ

れが姓と名で構成されるという問題だ。これについて、中華＝文明という観点から近代を考えたい。

まず、名づける／名づけられる関係性については、命名という行為がそこに潜む両者の不均衡を表している。つまり、「名づける／名づけられる」とは、秩序を所有する／所有されるという関係になる。誰が、誰を、どのようなコンテキストで名づけるのかについて、権力の不均衡が存在する。例えば、アメリカのマーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師の名は、「ルーサー（ルター）」が示すように、英語とりわけキリスト教に由来しているが、これは、アフリカ系アメリカ人にとって、自らが使える命名資源が乏しかったことを意味しており、同時に、この時期のアメリカ社会の不均衡が反映されている。

次に、文明化としての中華的姓名の問題を考えてみたい。中華文化圏全体の広がりの中で、中国のエスタブリッシュされた権威の側がどのように認識し、説明するのか、という視点から姓名を捉えてみる。中国式的名付けの仕方の一例として、朱子学による命名法を挙げたい。一口に中国と言っても「論語」の時代に見られる名付けの仕方は今とまったく違うものだった。現在の中国文化の基盤には、宋代あたりの文化が基盤としてある。その当時、儒教を再編成したのが朱子学である。漢字には偏と旁があり表意文字として意味をもつが、文字を五行思想（万物は木・火・土・金・水の五つの元素からなる）に基づいて順序立てる命名法がある。朱子学の祖、朱子（朱熹）その人の家系で見ると、以下ようになる。これは中華における文明としての命名法の一つである。

朱松 → 朱熹 → 朱塾 → 朱鑑 → 朱浚
(木) (火) (土) (金) (水)

文明化には、中華王朝の教化と浸透という側面があるが、名づけられる側にも論理と戦略がある。すなわち、中華圏に参入することでチャンスが拡

大するという側面だ。例えば、琉球士族は唐名を持っているが、これは、国内での権威を高め、文明を受け入れることを意味する。ここからは、名前を通して中華圏に参加することで利益を得るといった戦略が働いていることがわかる。姓名という構造は、文明として押しつけられていると同時に、選り取っているものでもある。他方、「中華」を奪取した日本の帝国支配は、中国以上の文明化として日本化を位置づけていた。植民地朝鮮における創氏改名は、皇民化としての恩恵「一視同仁」という側面があるが、これは、日本への参入による帝国内での地位向上とともに、そうしたことへの抵抗という意味も持っていた。例えば、「鉄」という名前には、金を失うという意味も込められていた。名前は抵抗の資源にもなりうる。

小島報告の徳宏タイ族の事例では、権力者がいち早く漢族風の名前を選択することに戦略的意味のあることが明らかになった。タイ族の権力者は中国風の名前を選ぶことで、「これが文明である」とする説明図式を手にし、自集団の中で権威を高める。集団の構成員は、権力者を經由して模倣の契機を得る。一方、タイの1913年の「氏命名法」では、「タイ人の名前はすべて名と氏称から構成されねばならない」とされ、氏称の定義は「父から息子へと継承される氏族の称」と定められている。これは、父系を強調するものだが、宗親会と呼ばれ、姓が同じなら五千年遡ることができる。導入に際して六世王は、この「氏」は英国などで使用される「ファミリー・ネーム」にあたり、文明の光を象徴する制度だと述べた。その一方で、これまでシャムで知られていた中国人のセー（姓）を明確に弁別し、両者を文明＝野蛮の軸上に序列化してとらえた。六世王によれば、姓のメンバーは必ずしも血縁関係になかったのに対し、「氏」は必ず血のつながった親族でなければならない。「姓」は、人々が文明や道徳を知らない時代に、食糧や女性などを争った際に、仲間が多い方が有利であるという必要性に応じて生まれたと説明され、文

明国にふさわしくない時代遅れの慣習だと認識された。つまり、タイ式命名法は中国式命名法との対峙の中で、「姓」と血縁のかかわりが取り沙汰され、そこから中国式こそ「文明的ではない」という理由づけが導き出された。名付けの方法を選択する中に、意図や論理を見なければならない。このように、19世紀から20世紀の近代、前近代の（中国）文明から近代の文明（日本、西洋）へ、名づけにかかわる権力関係の変化を考えることができる。

〔第三部〕

○質疑応答 (司会：岡村圭子)

○檜木／川上報告に対して

◆アイヌの楽器 (ムックリ・口琴) に対する質問

〔回答 (檜木)〕 世界各地に分布している口琴の一種。元来は、恋する乙女のための楽器。昔のメノコ (=女性) が相手のことを想いながら曲を奏でると想いが成就するといわれていた。今では男女ともに使う。

◆日本名をつけられたことに対するアイヌの抵抗は？

〔回答 (檜木)〕 私たちの世代では、既に日本人として生まれ、育てられている。祖父祖母の時代に、強制同化によって日本風の名前にさせられた。祖父祖母から直接そのあたりのことを聞くことはなかったのでわからない。

〔回答 (川上)〕 普段は、(アイヌ名の) ペンネームを使っている。何年使っていても、アイヌ名が法律上認められることはない。日本人の都合のいいようになってアイヌの地名や人名が漢字表記になったように、今では逆に、アイヌの人々が漢字表記の戸籍名の中にアイヌ語の音を残す試みがある。例えば私 (川上) の孫娘の「咲」という名前の中にはアイヌ語の「サク」が入っている。

○小島報告に対して

◆数ある現地名の中で一番のお気に入り？

〔回答 (小島)〕 中国・ミャンマーの国境で生活していたために、自然にこういうこと (いろんな民族の名前をつけられること) が起こってしまう。民族ごとに四つの名をつけてもらい、さらに二度出家したので、それぞれその曜日にちなんだ出家名をもらった。日本人が行くと、ほとんど日本の名前では呼んでもらえない。個人的には、「テッカイン [Thet (命) + Hkaing (堅固な)]」が好き。

つけてくれた学生の思いがこもっている。元々の名前 (たかひろ) との音の近さ、「丈夫でありますように」という意味がある。名前というのは一人にたいして必ずしも一つではない。

〔コメント (岡村)〕 状況によって名前を変える、環境によって名前が変わる、というのは前近代の話ではなくて、いまこの世界を多様に生きていくことを積極的に考えていくという意味でも、とても面白いと感じた。コンテクスチュアルな、とも言えるかもしれない。

○アク [羅慶春] 発表に対して

◆魂を呼ぶことの文化的意味は？

〔回答 (アク)〕 誕生から死まで、身体と魂の二元論から成り立つと考えられ、両者は連動している。したがって、身体の不調・異常があれば、魂が傷き、異常な状態にあると考える。特に農村部では身体の背後にある守護霊のようなものに原因があると考えられている。なぜ身体から魂が離れていくのか。それは妖怪であったり、外部からのなんらかの干渉があったから。そうした場合、病気や体の不調を治すため、魂を呼び戻すことある。病気を治癒するために魂を呼び、魂を回復することで病気を治す。健康診断ならぬ「魂の検査」が、魂が影響を受けやすい春と秋にビモと呼ばれる呪術師によって行われる。また、人が亡くなった時にも行う。いわば死後の魂が存在する。人は死後、三つある道のうち、一つに行くことになるといわれている。白い道と黒い道、そして花の咲きほこる色とりどりの道。黒い道を通った魂は悪魔に変わる。花の咲く道を通った魂は力の弱い妖怪になる。ビモの役割は、魂が白い道を通り、祖先の魂が集う場所に到達できるようにすることである。

◆アク先生自身の中国語名・現地語名の意味は？

〔回答 (アク)〕 現地名「アク・ウー」(「アク」が姓で、「ウー」が名) は正確には「アク・ヴヴ」

のように発音されるが、これを表現できる漢字が存在しないため、「アク・ウー」としている。漢字名「羅慶春」は、1960～70年代、北京から来ていた病院の先生に、小学校に上がる前に付けてもらった。当時は都市部のエリートが放校という名目で農村にやって来て、彼らが現地の教師などになった時期でもある（文化大革命）。文化大革命はいま見直されて、災難のようなものと見なされているが、違う見方もある。彼ら彼女らによって都市の文化が地方に持ち込まれた時期と好意的に捉える見方もできるだろう。知識エリート自身にとっては災難だっただろうが、そういう方に先生になってもらって教育を受けた。それがなければ、いまの私はないだろう。

◆文学的モチーフとして「血」にこだわる理由は？

【回答（アク）】 彝（イ）族では血統の純粋性が尊重される。「血」にこだわるのは、私たち自身の伝統文化、生命観に基づくもの。血統という一つの哲学。私たちはハーフなど、血が混ざることをととても嫌う。災害に関する神話は多いが、そうした神話を見ていけば実に多くの血が流されてきたと理解できる。また、個人的に血というものを非常に敏感にとらえ、血統を重視するのは、血と骨に人間のすべてが詰まっていると考えるため。『人の尊厳は自分の命よりも重要』という彝族の格言がある。血の中に光を見出すのは、身分の差があってもみな同じように血が流れているという事実は人間すべてに平等なものであるから。

◆名前を覚えることについて

【回答（アク）】 彝族が名前を付けるときは、上から下につけていく。生まれた時間、天気の状態、方角などによって名前を付ける。あるのは個人の名のみ。姓はない。祖先の名前を覚えるわけだが、その際に家の名前（姓）を覚える必要がない。なぜなら、覚えていけば祖先が自然とわかるため。アクの家系についての歌であるということについ

ても、わざわざ言う必要はない。だから、これはアクという「家」の詩である、とも言えない。自分の祖先を辿ると、他の家の名前にも触れることになるから。自分の祖先であることは間違いないが、「アク家」だけの歌というわけでもない。個人の名前がいちばん確実なので、それで辿るということ。自分を基準にさかのぼって祖先の名前を覚えていく。その理由は、共通の祖先を持つ同族と結婚してしまうことを防ぐため。

◆覚える名前は男性の名前だけなのか？

【回答（アク）】 披露した詩に女性の名前は一切入っていない。だからこそとても偉大だとも言える。それは無名戦士のようなものだ。今日 23 連までをとりあげた詩には、ある仕掛けがある。第 22 連は自分のことであり、第 23 連は息子たちのこと。第 24 連は女性たちについて詠ったもの。女性の名前を覚えることはない。男性は女性と異なり、自分自身で子孫を生み、増やすことが出来ないため、名前を覚えないと存在が人々の記憶から消えてしまう。私（アク）は、幾多の無名の女性が歴史に貢献したことを知っている。彼女達を讃えるため、詩の第 24 連で、自分の詩の中で（ふつう入れることのない）女性について詠っている。また、女性の名前をとりあげないのは、女性は一生の中で他の家に嫁ぐことがあるため。そうすると別の家系の話になってしまう。

○曾報告に対して

◆パイワン族のアクセサリーについて、それぞれの意味とは？

【回答（曾）】 冠はヒョウの牙やイノシシの牙からなる。実際には非常に高価であり、また現在ではこうした品の取引は条約で禁止されているので、新たに入手するのは困難である。イノシシに関しても、現在養殖も行なわれているので、雄の牙であれば養殖物を手に入れることはできるが、

雌の牙については同様に入手することはできない。模造品を使った装飾もあるので、それであれば手頃な価格で買うことは可能。それでも台湾で一万元（三万円）くらいはする。家宝であるため、原則として手放すことはしない。

◆パイワン族の友達同士の呼び方について

【回答（曾）】 同じ村落にいる限りでは、個人名で呼び合えば事足りる。ひとたび外に出れば、家名（姓）を用いる必要性が生じてくる。特に学校では、家名を意識させるためにあえてそうした呼び方をする場合が多い。

【コメント（岡村）】 社会学の立場ではアイデンティティのことが大きなテーマとなっている。他者から呼ばれてようやく何者かがわかる。他者ありきの自己であるということ。これは、他者から呼ばれることによってアイデンティティがつくられていくことの象徴的な例である。いくつも名前を使い分けるといことが多様な社会へのヒントになるのではないかという感想を持った。

○閉会の辞

松岡：最初から聞いて頂いた方はわかると思いますが、このシンポジウムにまともはありません。さまざまな事例があり、私の予想以上に、多様なかたちを見ることができた。ここまでさまざまな事例が出ると最後の言葉というのは難しいが、アク先生に芸術的にまとめて頂けるものと思います。

アク：

(1) 理解と思考について。東アジアは、世界の中で、人文、生体、民族、言葉など最も多様な地域の一つ。有史以来、東アジアは、多様に発展し、人類の歴史のために重要な貢献をしてきた。そういった多様性が、東方文化の全体の一部を構成している、と考える。

(2) グローバル化が進んでいる中で、東アジア各国は政治、経済、文化各方面において不均衡がさまざまに見て取れる。東アジア各国の各地のマイノリティの言葉、文化、民族習慣も実に多様。世界各国の少数民族の文化や政治的なまとまりが、洋の東西を問わず、いまさまざまな関心の的になっている。

(3) 私の『魂を呼ぶ』詩がなぜあるかといえば、彝（イ）族の母語が消えゆく中で、この世界の中でそういったことが要請されていて、このような詩作、作品が存在しているのだと考えている。いまは国連において、世界の物質文化保護という形で、マイノリティ、先住民文化の保護の取り組みがはじまっている。

(4) 日本という国は、自分の文化的伝統・特質を特別に大事にしてきた国だと思う。国連のさまざまな物質文化遺産の対象になるものをいまなおもっている。無形文化遺産の伝承や保護についても、世界のトップランナーだと考えられる。

(5) 獨協大学で 50 周年の記念に当たり、『姓名とエスニシティ』という催しが開催されたことは重

要な意味をもつ。世界の人類学、社会学などで検討されるべき新たな課題を示した。

(6) 感動と感謝。獨協大学は東アジアの少数民族、マイノリティ文化の保護をテーマとしたシンポジウムを開催したことに、マイノリティの知識人として改めて感謝を表明したい。日本内外の各地のマイノリティがこうした催しに参加し、文化、音楽、詩歌などを発表することに深い印象を抱いた。

こうした場でつくられるさまざまな出会いから、また新たに研究すべきテーマを見つける場ともなったのではないだろうか。それぞれの家系に関わる文化と詩／個人の名前と社会的な階層／姓名と政治／姓名と民族的な記憶／姓名と民族の性格／民族の歴史と生態環境／それぞれの民族の自然観念と姓名の考え方／姓名についての異なる民族間の影響・・・といった、さまざまなテーマについて今後研究されることが期待されている。

最後に獨協大学への感謝。飯島一彦先生ほか、多くの先生方、参加して下さった先生方、優秀な学生さんたちにも感謝。私にも感謝します。獨協大学がよりよい未来を歩みますように。獨協大学は東アジアのものでもありますが、世界のものでもあります。

【議事録作成者：JA 日下、森下嘉之、栗林大】

■■■参加体験記■■■

経済学がモデルを用い、人間を抽象化し、結果としてマジョリティとマイノリティを平等に取り扱うことを思考上可能とする（側面を有する）学問であると主張することは、荒唐無稽なことであろうか。スペインのサラマンカ学派の思想から、経済学（のようなもの）と人権（のようなもの）が共に看取されることは偶然であろうか。奴隷解放に尽力したイギリスのウィルバークフォース（1759～1833年）が、経済理論を説いたソーントン（1760～1815年）と活動を共にしていたことの意味は何か。アマルティア・セン（1933年～）がアダム・スミス（1723～1790年）に学んでいたことはよく知られているが、スミスは例外的存在なのか。似たような事例も、真逆の性質を有する事例も、数多く挙げられることであろう。ともあれ、経済学を「人権」と関係づけることで、様々な立場の人間に議論の場が開かれることは間違いないようである。

（四日市大学 角田 延之）

今年はサライエヴォ事件 100 周年であり、6 月 28 日の記念日にはサライエヴォ市内でいくつもの記念行事が行われた。平和を謳うそれらの式典は、しかし誰を記憶するかという次元で民族間の分断を顕在化させている（連邦側ではフランツ・フェルディナント、共和国側ではプリンツィプが、それぞれ記憶の対象となっていた）。わたしはセルビア留学中のため研究会に参加できなかったが、この経験を帰国後に役立てたいと思う。

（中澤 拓哉）

■■■今後の予定■■■

第五期は2014年8月から始まりました。

11月22日には第五期の最初の研究会（通算第四十六回）が開催され、現代イラン国内でのアルメニア人マイノリティのアイデンティティ・ポリティクスに関する渡辺大作さんの研究報告があり、会場の使用時間ぎりぎりまで活発な議論が交わされました。

今後、第五期の前半ではウィル・キムリッカ著『土着語の政治 ナショナリズム・多文化主義、シティズンシップ』（岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳、法政大学出版局、2012年）を読み進め、現在の国家組織・制度の中での多文化主義やエスニシティの扱われ方に関して知見を深めていきます。

『エスニック・マイノリティ研究会
ニューズレター』No. 4
2015年1月1日発行

責任編集：

香坂 直樹

編集：

井垣 昌、遠藤 嘉広、JA 日下、角田 延之、
松岡 格
(五十音順)

発行者：

エスニック・マイノリティ研究会

幹事連絡先：

〒340-0042

埼玉県草加市学園町 1-1

獨協大学国際教養学部

松岡 格

E-mail

songgange@gmail.com

URL

<https://sites.google.com/site/emstudies/>